

入間市水道事業給水条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>(料金の徴収方法)</p> <p>第29条 料金は、納入通知書、集金、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2の3第1項</u>に規定する指定納付受託者による納付の方法により隔月徴収する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、毎月徴収することができる。</p>	<p>(料金の徴収方法)</p> <p>第29条 料金は、納入通知書、集金、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2第6項</u>に規定する指定代理納付者による納付の方法により隔月徴収する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、毎月徴収することができる。</p>

入間市下水道条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の使用料は、納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2の3第1項</u>に規定する指定納付受託者による納付の方法により2箇月分まとめて、市の水道料金に合わせて、これを徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月徴収することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の使用料は、納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2第6項</u>に規定する指定代理納付者による納付の方法により2箇月分まとめて、市の水道料金に合わせて、これを徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月徴収することができる。</p> <p>3 略</p>